

安全安心まちづくりの推進による犯罪抑止力の向上について

畠山 航平*

1. 研究の目的

我が国においては、警察法のもと警察制度が構築され、都道府県警察が運用されている。中でも、本論文において取り扱う地域住民の安全確保については、平成6年の組織改編によって設置された生活安全局が、その役割を担っている。また、安全に関する自治体の取り組みとしては、各地でいわゆる「生活安全条例」が制定されており、地域情勢に合わせた施策を行っている。平成12年には警察庁が関係省庁との協働のもと、「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定し、全国都道府県警の生活安全部門に通達を行った。その後、平成14年にピークを迎えた刑法犯全体の犯罪認知件数は減少傾向へと転じた。一方で、刑法犯の内訳を見ると、近年再び増加傾向を見せたものがあり、さらに、ストーカー事案の件数は急増している。また、刑法犯全体の認知件数が減少しているにもかかわらず、体感治安は悪化している。このような状況の中で、警察のみによる治安維持の限界、個人による防犯の限界があると考えた。そこで、いかにして「まちづくり」の中で犯罪抑止力を高め、犯罪を減少させていくのか、また、体感治安の改善につなげていくのかについて研究する。

2. 研究の概要

第I章では、安全安心まちづくりに関する取り組みについて、現在行われているものや、その根拠となっている要綱について整理している。また、現在全国に広がっている生活安全条例についても簡潔に紹介している。その上で、これらの取り組みについて学術的な観点から批判を行っているものに対し、筆者の意見を述べた。

第II章では、本研究における「犯罪」の対象として扱う刑法犯や、ストーカー事案に関して、その件数の推移を警察庁発表のデータをもとに分析し、整理している。また、これらの件数の推移を受けて、近年、法律がどのような動きを見せているかについて分析した。

第III章では、犯罪抑止のための取り組みと題し、警察組織の取り組みだけでなく、自治体による安全安心まちづくりの取り組みについて事例分析を行った。特に、警視庁、足立区においてはヒアリング調査を行い、そこで得た情報も活用し、考察へとつなげている。

第IV章では、前章までに行った現状分析や、ヒアリング調査から得た情報をもとに、安全安心まちづくりを推進するなかで、今後取り組むべき課題について、考察した。特に、地域住民による防犯活動と防犯ボランティア団体、犯罪情報等の提供体制とその活用、防犯カメラの設置による犯罪抑止力の向上、犯罪不安感の減少に向けて、規範

* はたけやま こうへい 公共政策研究科公共政策専攻修士課程修了
論文審査委員主査 小林 秀徳
論文審査委員副査 目加田 説子 工藤 裕子

意識の醸成と向上に向けて、という5節を柱とし、
考察を行った。